

尚 和 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び所在)

この会は、尚和会と称する。

この会の本部は、大阪府立桜塚高等学校内におき、その他に支部を置くことができる。

第 2 条 (目 的)

この会の目的は、会員相互の連絡と親睦を図り、母校の発展に寄与することとする。

第 3 条 (事 業)

前条の目的のために、次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会報の発行
3. 会員名簿の整理
4. その他必要な事業

第 2 章 会 員

第 4 条 (正 会 員)

大阪府立豊中高等女学校及び大阪府立桜塚高等学校（全日制課程並びに定時制課程を含む）の卒業生を正会員とする。

前項の資格に準ずるものは、理事会の定めるところによりその承認を受けて、正会員として入会することができる。

第 5 条 (特別会員)

前条 1 項に定める学校の教職員及びその退職者を特別会員とする。

第 6 条 (会員の義務)

正会員は、入会に際して入会金を負担する。

会員は、住所・氏名・その他の事項に変動があったときは、この会の本部に連絡するものとする。

第 3 章 役員その他の機関

第 7 条 (役員等の種類及び定数)

この会は、会長 1 名、副会長若干名、会計 2 名、会計監査 2 名をおく。

第 8 条 (評議員及び評議員会)

評議員は、任期を 2 年とし、原則として同一卒業期の互選により選出し、

理事会に届け出る。但し、同一卒業期の互選のうえ理事会に届け出ることにより任期途中で交代することができる。

評議員会は、毎年定例として2回、その他必要に応じて開催する。

評議員会は会長が招集し、各年度の最初の会議において議長及び副議長1名を互選し、会議を主宰する。

評議員会は、会員の中から、理事、正副会長及び会計監査を選任する。

評議員会は、この会則に定める他、次の事項を決定する。

1. 年間事業計画及び予算
2. 決算の承認
3. 規則の制定
4. 会長の諮問に対する答申及びその他必要な建議

会長、副会長、会計及び会計監査は、評議員を兼任することができない。

会長、副会長、会計及び会計監査は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第9条 (会 長)

会長は、この会を代表し、役員会及び理事会を主宰する。

第10条 (副 会 長)

副会長は、会長に協力してこの会の業務を分担し、順序を定めて会長の業務を代行する。

第11条 (会 計)

会計は、財務担当の副会長の承認を受けて、この会の金銭出納の事務を行う。

第12条 (会計監査)

会計監査は、他の役員から独立して、会計の監査を行い、総ての会議に出席して、意見を述べるができる。

第13条 (任 期)

会長、副会長、会計、会計監査及び理事の任期は、2年とする。

任期の途中で選任された評議員以外の役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。

第14条 (役 員 会)

役員会は、会長及び副会長で構成し、この会の常務及び特に理事会の委任を受けた業務について決定する。

役員会は、理事会の議案を作成し、提案する。また、評議員会の議案を作成し、理事会の承認を受けて提案する。

会長は、必要があるときは、会長、副会長に会計を加えて、役員会とすることができる。

役員会の開催は、事前に会計監査に通知しなければならない。

第 15 条 (理 事 会)

理事会は、会長、副会長、会計及び理事によって構成する。

理事会は、会則において特に定めるものを除いて、会務について決定する。

理事会は、理事の中から会計を選任する。

第 16 条 (委員及び委員会)

理事会は、理事及びその他の会員の中から、委員若干名を選任し、次の委員会を組織して、担当副会長とともに、この会の業務のうちの特定の分野の決定及び実行に当たらせる。

1. 行事委員会
2. 広報委員会
3. 総務委員会
4. その他、必要な委員会

前項の委員会に属する委員の任期は、選任された日の属する年の6月1日から2年後の5月末日までとする。

第 17 条 (総 会)

総会は、会員の親睦増進の場として、毎年1回開催し、年間事業経過、決算及び予算の報告並びに事業予定の紹介を行う。

第 4 章 財 政

第 18 条 (収 入)

この会の財政は、入会金、会報代、協力金、その他の寄付金、等を収入とする。

第 19 条 (入 会 金)

正会員は入会に当たり、入会金を納入する。

入会金の額は、評議員会の決議により変更し、3年後から実施する。

第 20 条 (会計処理の原則)

この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

理事会は、その他の会計処理に関する原則を定めることができる。

第 5 章 支 部

第 21 条 (支部の設置)

会員は、本部所在地以外の地域において、当該地域に居住する100名以上の会員の決議により、評議員会の承認を受けて支部を設立することができる。

第 22 条 (支部規約)

支部を設置したときは、支部会員の多数決により、支部の構成・運営・その他必要に関する規約を定めて、評議員会の承認を受けなければならない。

第 23 条 (理事及び援助金)

前2条により設置された支部（この章においては以下単に支部という）の代表者は、当然に、この会の理事となる。

前項の理事は、自ら理事会に出席するほか、必要に応じて代理人を理事会に出席させることができる。

支部は、この会より適当な財政援助を受けることができる。

支部は、財政援助を受けたときは、当該年度の決算を理事会に報告しなければならない。

支部に対する援助金額の変更は、評議員会において決定する。

第6章 会則の改正

第24条（改正案及び手続き）

この会則の改正は、理事会の多数により発議し、評議員会の3分の2以上の特別決議により行う。

評議員は、この特別決議に限り、書面によっても投票することができる。

付 則

第1条（改正会則の施行日）

この会則は、改正決議の日から施行する。

第2条（役員引継ぎ）

役員は、任期終了後も、次の役員が選任されるまでの間、その職についての必要最小限の職務を行わなければならない。

この改正会則が成立した年の理事は、この改正会則に定める評議員とし、その任期は、1年とする。

各卒業期は、3月末日までに、次の評議員を選任する。

第3条（入会金等の額）

入会金の額は、金4,000円である。（平成9年4月1日現在）

会報代は1,000円とし、納入者に対して次回発行の会報を送付する。但し、卒業5年毎の期及び卒業後5年間の正会員には、会報代及び協力金などの納入者に限らず、全員に会報を送付する。

東京支部助成金は、年150,000円とする。

5年毎の周年記念同期会開催助成金は、50,000円とする。尚、初回同期会を開催する場合は、5年周期に係わらず50,000円の助成金を受けられる。

現役クラブ活動報奨金は、個人競技には5,000円、団体競技には30,000円とする。

(施行期日)

この会則は、平成 5 年 5 月 1 6 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この会則は、平成 2 2 年 1 0 月 2 3 日から施行する。